

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成21年3月30日

長野市監査委員	小林昭人
同	高波謙二
同	三井経光
同	柘津栄喜

## 第1 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
総務部 小田切支所、篠ノ井支所、若穂支所、七二会支所、信里連絡所 保健福祉部 中央保育園、信田保育園、更府保育園 産業振興部 農政課 (指定管理者管理運営施設：大岡農水産物加工処理施設) 観光課 (指定管理者管理運営施設：温湯温泉利用施設) 教育委員会 小田切公民館、篠ノ井公民館、若穂公民館、七二会公民館 安茂里小学校、七二会小学校、篠ノ井東中学校、 広徳中学校、七二会中学校、信更中学校	平成20年8月25日から 平成21年3月24日まで
総務部 庶務課、職員課、職員研修所、情報政策課、危機管理防災課、 地域振興課 財政部 財政課、契約課、管財課、市民税課、資産税課、収納課 保健福祉部 厚生課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、児童福祉課、 保育課、人権同和政策課 長野市保健所 総務課、健康課、生活衛生課、環境衛生試験所 公平委員会事務局	平成20年9月30日から 平成21年3月24日まで
総務部 松代支所、更北支所、古里支所、柳原支所、朝陽支所 保健福祉部 象山保育園、寺尾保育園、真島保育園 教育委員会 古里公民館、松代公民館、更北公民館 柳原小学校、寺尾小学校、保科小学校、青木島小学校、 真島小学校、東北中学校、更北中学校	平成20年11月27日から 平成21年3月24日まで
生活部 市民課、市民病院課、国民健康保険課、男女共同参画推進課 環境部 環境管理課、廃棄物対策課、環境第一課、清掃センター、 環境第二課、衛生センター 建設部 監理課、道路課、河川課、維持課、住宅課、建築課、建築指導課 会計局 会計課、検査課 上下水道局 総務課、経営管理課、配水管理課、サービスセンター、浄水課、 業務課、下水道建設課、下水道施設課	平成20年12月22日から 平成21年3月24日まで

## 第2 監査の方法

平成20年度の財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況については、抽出による実地監査を実施した。

### 1 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 施設の管理状況

## 第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、一部に検討・改善を要する事例が見受けられた。

なお、検討・改善を要する事例及びそれらについての意見は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

### 1 収入に関する事務について

#### (1) 適切な科目で歳入すべきもの

庁舎の行政財産使用料、長野市フルネット施設使用料の一部について、(款)使用料及び手数料で徴収すべきところ、(款)諸収入としていた。

また、普通財産の貸付けである東の原歯科診療所貸付料について、(款)財産収入で徴収すべきところ、(款)諸収入としていた。

適切な収入科目で処理されたい。

**【庶務課、情報政策課、国民健康保険課】**

#### (2) 適正な会計年度で事務処理すべきもの

診療所で平成19年度に診療した一部負担金について、出納整理期間(4月1日～5月31日)に収納したものを平成20年度で収入処理していた。

会計年度独立の原則に基づき、適正な会計年度で処理されたい。

**【国民健康保険課】**

**(3) 条例の金額で徴収すべきもの**

戸隠CATV使用料について、条例の金額と相違する徴収の誤りがあった。  
チェック体制を確立し、適正な金額で徴収されたい。

**【情報政策課、戸隠支所】**

**(4) 正規の金額で料金算定すべきもの**

長野駅東口公衆電話ボックス電気料について、中部電力㈱の電気供給約款に基づき料金算定しているが、約款が変更されたにも関わらず、旧約款により算定されていたため、徴収金額に誤りがあった。

約款に基づいた料金を算定して徴収されたい。

**【維持課】**

**(5) 実費算定をして徴収すべきもの**

高齢者生活福祉センター入居者負担金について見たところ、条例では入居者の使用により生じた光熱水費は実費を徴収するとしているが、月1,000円を一律で徴収していた。

条例に則り、実費を算定して徴収されたい。

**【高齢者福祉課】**

**(6) 歳入調定を適時に行うべきもの**

戸隠・鬼無里戸別浄化槽施設使用料及び道路等占用料の督促手数料について、歳入調定がされていなかった。

調定事務を適時適正に行われたい。

**【環境第二課、監理課】**

**(7) 事後調定を改めるべきもの**

納付書を発行している勤労者女性会館しなのき使用料、同館冷暖房実費徴収金、生きがいデイサービス利用料について、調定が事後となっていた。

調定事務を適正に行われたい。

**【男女共同参画推進課、高齢者福祉課】**

**(8) 預金利子の処理を適切にすべきもの**

資金前渡口座の預金利子について、事務処理が遅れていた事例が認められた。

事務処理を適切に行われたい。

**【小田切公民館、松代公民館】**

**(9) 現金取扱事務を適正に行うべきもの**

出納員及びその他の会計職員設置規則では、現金を取り扱う場合は現金取扱員の設置が規定されているが、現金取扱員を置かないまま、望遠鏡キット代金を現金収納していた。現金取扱事務を適正に行われたい。

**【環境管理課】**

**(10) 収納した現金の複数確認を行うべきもの**

市営住宅使用料の収納事務は、指定管理者により行われているが、監理員が現金収納したものについては、1人で現金の確認をしていた。

不正防止や現金の安全管理面の観点から、複数での確認体制をとるよう徹底されたい。

**【住宅課】**

**(11) 領収書の発行を適切にすべきもの**

ア 現金収納している鬼無里歯科診療所の一部負担金、保育料について、事前に連番号を振られていない領収書を発行していた。

不正防止の観点から、事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されたい。

**【国民健康保険課、保育課】**

イ 手数料徴収委託をしているし尿処理手数料、指定管理者が収納事務をしている農水産物加工処理施設使用料について、事前に連番号を振られていない領収書が発行されていた。

事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されるよう徹底されたい。

**【環境第二課、農政課（指定管理者管理施設：大岡農水産物加工処理施設）】**

**(12) 領収書の保管を適切にすべきもの**

保健衛生検査手数料について、発行した領収書の控えが保管されていなかった。

領収書を発行し保管することは、日計表、月計表との突合を行い、正確な集計をするうえで重要であるとともに、証拠書類としても必要性があるので、適切に保管されたい。

**【環境衛生試験所】**

**(13) 収納金の払込みを適切に行うべきもの**

収納金の払込みについて、次のとおり不適切な事例が確認された。

ア 保育園のバス通園児保護者負担金について、一部立替払いがされていた。

負担金の早期収納に努め、事務処理を適切に行われたい。

【信田保育園】

イ 表1のとおり指定金融機関等への払込みが遅れていた事例があった。

収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むこととされているので、事務処理を適切に行われたい。

(表1)

対象所属	項目
資産税課	諸証明手数料(税務) 税関係公簿・地籍図閲覧手数料
介護保険課	要介護認定情報提供に伴うコピー使用料
真島保育園	一時保育保護者負担金
健康課	保健衛生検査手数料
生活衛生課	中核市*飼犬抑留管理料
環境衛生試験所	中核市*保健衛生検査手数料
建築指導課	住宅用家屋証明手数料
若穂公民館	成人学校受講料
更北公民館	成人学校受講料
七二会公民館	成人学校受講料

(14) 分納誓約を認めている債権の管理について改善を要するもの

債務者が納付の意思は示しているものの一括納付が難しい場合、分割納付を認めているが、表2のとおり分納誓約書を一部徴収していない事例が認められた。

分納誓約は債務の承認であり時効が中断されるが、誓約書がないものについては法的効果に疑問が生じるので、適切に誓約書を徴収されたい。

また、一部納付された場合も事実上の分納であるので、債務の承認を明確にし、残額の徴収を円滑に行うためにも分納誓約書の徴収を検討されたい。

(表2)

対象所属	項目
国民健康保険課	国民健康保険料
介護保険課	介護保険料
児童福祉課	児童扶養手当債権 母子寡婦福祉資金貸付金
環境第二課	し尿処理手数料
環境第二課、戸隠支所	戸別浄化槽事業費受益者負担金

#### (15) 滞納整理票の整備を適切に行うべきもの

適切な債権管理を行うためには、催告等経過や納付交渉等の記録に努め、必要書類を作成し整理することが重要であるが、表3のとおり滞納整理票が未整備な事例が認められた。滞納に関する経過状況の記録を整備し、適切な収納管理を行われたい。

(表3)

対象所属	項目
国民健康保険課	返納金 第三者納付金
障害福祉課	精神障害者居宅介護等事業利用料
環境管理課、戸隠支所、鬼無里支所	簡易水道使用料（戸隠・鬼無里）
環境第二課、鬼無里支所	戸別浄化槽施設使用料

#### (16) 債権管理を適正に行うべきもの

助産施設入所負担金及び母子生活施設入所負担金の未収金について、消滅時効（5年）を過ぎているものが確認された。

債権管理を適正に行われたい。

【児童福祉課】

## 2 支出に関する事務について

### (1) 勤務実績を適切に確認すべきもの

入会説明会等託児謝金について、勤務実績に応じて支出をしているが、算出誤りから過払いとなっていた。

事務処理を適切に行われたい。

【保育課】

### (2) 旅費計算を適切にすべきもの

ア 長野市から高知市への出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用していなかった。

【国民健康保険課】

イ 東京都区内の出張旅費について、地域内異動は日当で賄うものとされているが、JR最寄駅から目的地までのバス代金を実費支給していた。

【下水道施設課】

旅費計算を適切に行われたい。

**(3) 公費負担について見直すべきもの**

ア 長野県自治会連合会の事務局員として出席した旅費について、全額公費負担している事例が確認された。

団体事務局員としての活動については、団体予算から支出し、公費負担を明確にされたい。

**【地域振興課】**

イ 長野建設事務協議会幹事に伴う食糧費について、当該会議は加入市町村の担当課長が出席したものであった。

市町村間の職員との間で行う会議に食糧費を支出することは、適当とは言えないので、公費負担について見直しをされたい。

**【道路課、維持課】**

**(4) 食糧費を伴う会議等への職員の出席を必要最小限とすべきもの**

食糧費の執行を伴う各種会議等において、必要以上に担当職員が出席している事例が確認された。

「食糧費の適正な執行について」に基づき、適切に行われたい。

**【地域振興課】**

**(5) 単価契約にすべきもの**

高齢受給者証封入封緘業務委託、歯周疾患検診案内文封入れについて、業務完了後に数量が確定するが、実施数量による総価契約をしていた。

年度により発注数量が変動するものについては、発注数量に基づき支払がなされる単価契約の方法をとられたい。

**【国民健康保険課、健康課】**

**(6) 適正な会計年度で事務処理すべきもの**

平成20年3月分のタクシー賃借料について、一部が平成20年度で支出処理されていた。会計年度独立の原則に基づき、適正な会計年度で処理されたい。

**【健康課】**

**(7) 補助金等交付要綱に基づく支出をすべきもの**

長野市区長会活動費交付金について、交付要綱に基づく交付がされていなかった。交付要綱は交付金支出の根拠となるので、交付要綱に基づく支出をされたい。

**【地域振興課】**

#### (8) 補助金の実績報告書を適切に確認すべきもの

ながの環境フェア実行委員会に対し補助金を交付している。補助金の実績報告書を確認したところ、収支内訳書に不自然な点が見られた。

補助金については、実績報告書の確認を適切に行い、額の確定をされたい。

【清掃センター】

#### (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの

各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。

これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また、継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。

【国民健康保険課、環境管理課、環境第二課、道路課、河川課、上下水道局総務課】

#### (10) 補助金の交付方法について検討すべきもの

小中学校の図書館運営費補助金について見たところ、補助金の入金が遅いことから、司書手当の支払いが複数月まとめて行われていたり、教頭が立替えをしていた事例が確認された。

平成18年度においても同様の指摘をしているが、各学校で司書手当の支払いに苦慮しないよう補助金の交付方法を検討されたい。

【学校教育課】

### 3 契約に関する事務について

#### (1) 契約書に規定の額の印紙を貼付すべきもの

契約書に印紙が未貼付または規定の金額でないものが貼付されていたので、適正に処理されたい。

【職員課、情報政策課、収納課、国民健康保険課、厚生課、児童福祉課、健康課、河川課】

#### (2) 契約書に基づく支出をすべきもの

長野市保健所駐車場管理業務委託について、契約書に規定されている支出方法と異なる支出をしていた。

契約書に基づき、適切に行われたい。

【保健所総務課】

#### 4 財産管理に関する事務について

##### (1) 備品管理事務を適正にすべきもの

P F I 事業で施設整備された温湯温泉利用施設の備品管理について見たところ、平成18年3月に備品の引渡しを受けていたが、備品台帳へ登録がされていなかった。

財務規則等に則り、備品管理業務を適正に行われたい。

【観光課（指定管理者管理施設：温湯温泉利用施設）】

#### 5 時間外勤務に関する事務について

##### (1) 時間外勤務命令について検討すべきもの

ア 診療所における時間外勤務命令について、命令者及び確認者が所属の実態に合わない事例が確認された。

勤務実態を考慮した事務処理について検討されたい。

【国民健康保険課】

イ 夜間工事の現場監理業務については、計画夜間勤務として時間外勤務命令がされているが、特定の担当が月88.5時間の夜間勤務をしていた事例が確認された。

職員の健康管理の観点から、業務分担について検討されたい。

【配水管理課】

#### 6 各種団体の出納事務の執行について

##### (1) 旅費計算を適切にすべきもの

長野市から新潟市、東京都への出張旅費について、表4のとおり一般会計及び団体から旅費が負担されていた職員との間で、同一旅行でありながら異なる旅費計算がされていた。また、一般会計負担職員の旅費について、差額を団体が負担していた。

旅行命令や旅費支給を適切にされたい。

(表4)

会計名	行 程	鉄道費
一般会計	長野～直江津経由～新潟～東京～長野	22,860 円
団体会計	長野～高崎経由～新潟～東京～長野	30,530 円

【監理課】

##### (2) 各種団体の出納事務を適正にすべきもの

各種団体の出納事務について、次のとおり不適正な事例が確認された。

ア 会議経費の支払いについて、収入・支出の差引きの差額で出納処理していた。

【厚生課、人権同和政策課、業務課】

イ 収入・支出伺が未整備であった。

【河川課】

団体の出納事務について、適正に行われたい。

#### 第4 意見

地方自治法第199条第10条の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。

##### (1) 浄化槽設置事業について

公共下水道等の計画区域以外の地域については、合併処理浄化槽設置事業により水洗化事業を行っているが、平成17年1月の1町3村との合併以降、表5のとおり個人が設置したものに対し補助金を交付する補助金型と市が設置して維持管理を行う戸別浄化槽の2つの制度が混在している。両制度間には、設置費用や維持管理費用の受益者負担に大きな差があり、不公平感が強いものになっている。負担公平性の観点から制度の一元化に向けて早急に取り組まれない。

(表5)

	補助金型	戸別浄化槽（市設置型）
該 当 地 区	旧市、豊野地区及び大岡地区	戸隠地区及び鬼無里地区
実 施 主 体	個人	市
設置費用に対する個人負担	補助率 1 / 2 但し、5人槽45万円、7人槽55万円、10人槽70万円上限	(設計費+工事費) × 10%
使 用 料	なし	基本使用料 戸隠地区 1,500円（污水排除量10m <sup>3</sup> まで） 鬼無里地区 2,000円（一般家庭） 4,000円（事業所等）
維持管理費用（点検清掃等）	個人負担	保守点検や清掃等に伴う電気料金及び水道料金を除き市負担

\* 使用料は平成20年度までのものを記載している。21年度からは上下水道局への一元化により、下水道使用料の規定に変更される。

【環境第二課】

## (2) 指定管理施設の管理運営について

指定管理者制度の主旨は、公の施設の効率的な管理運営を行うとともに、利便性の向上を図り、最大限に活用されることでサービスの質を高めることにある。

大岡農水産物処理加工施設は、中山間地域活性化を目的とし、農水産物の加工、特産品の開発を行っており、指定管理者により管理運営が行われている。指定管理者は、地域活性化を図るために地域の遊休農地を借用し、米や大豆を生産して味噌等の加工食品を製造しており、施設利用の大半を占めている。

また、指定管理者は、施設を利用するに当たって、市から支払われている指定管理料に比較して市へ納入する使用料の負担が大きいため、貯蔵施設を別の場所に移しており、施設が十分に活用されていない。中山間地域活性化のため、地域住民が元気を出して施設を最大限に活用できる方法を検討されたい。

**【農政課】**

## (3) 施設の有効活用について

若穂保健ステーションは、若穂地区の対人保健サービスを総合的に行う施設として、平成8年度から供用されてきた。平成18年度に松代保健センターが松代・若穂地区の保健サービスの拠点施設として開設された以降、施設利用は減少し、平成20年4月から9月までの利用回数は51回であった。

他への所管替を含め、施設の有効活用について前向きに検討されたい。

**【健康課】**